

さいたま市スポーツ少年団全国・関東大会激励費交付規程

(趣旨)

第1条 さいたま市スポーツ少年団登録団（以下「登録団」という）が日本スポーツ少年団主催の関東・全国大会及び（公財）日本スポーツ協会主催（競技団体主催を含む）の予選を伴う関東・全国大会（以下「全国大会等」という）に出場した場合に、全国・関東大会激励費を予算の範囲で交付する。

(激励金の額)

第2条 激励金の金額は、大会参加に要する経費の範囲内で別表の額とする。ただし、同一の大会における「個人競技」の補助総額は、同表に規定する同区分大会の「団体競技」における金額を超えないものとする。

(交付の申請)

第3条 全国大会等に出場した登録団の代表指導者（以下「代表指導者」という）は、激励費の交付を受けようとする場合、大会前速やかに下記に掲げる書類を添えて本部長に提出しなければならない。ただし、個人競技と団体競技の両方に参加する場合は、団体競技を優先するものとする

- (1) 全国大会等開催要項（写）
- (2) 予選会開催要項（写）
- (3) 予選会の戦績結果
- (4) 選手名簿（大会参加申込書の写）

(交付の決定及び確定)

第4条 本部長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請及び実績報告に係る書類の審査により当該大会の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、交付すべきものと認めるときは、代表指導者または、部会長に全国大会等激励費交付決定兼額の確定通知書を、また、不交付と認められたものについては全国大会等激励費不交付決定通知書を速やかに代表指導者または、部会長に対し通知するものとする。

(交付時期)

第5条 全国大会等激励費交付決定後速やかに交付する。

(改正要件)

第6条 この規程の改正は、本部員会の議決を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日より一部改訂する。

別表 (第2条関係)

	日本スポーツ少年団主催		日本スポーツ協会主催
	関東大会	全国大会	関東・全国大会等
個人競技	5,000円	10,000円	5,000円
団体競技	30,000円	50,000円	10,000円
その他、本部長が特に認めた場合	100,000円を上限とする。		